

消防法令適合通知申請書の添付書類（必要書類等）について

① 消防法令適合通知申請書

② 案内図

※建物が何処にあるか分かる図面を添付してください。

③ 配置図

※建物が敷地内のどの部分に建設されているか解る図面を添付してください。

④ 求積図

※敷地の面積、建物の建築面積並びに述べ面積が分かる図面を添付してください。

⑤ 平面図

※建物各階の平面図に消火器等の消防設備を図示した図面を添付してください。

⑥ 建物登記簿の写し

土地・建物の所有者の確認を行います。土地・建物の所有者と申請者が異なる場合は、関係が分かる書類が必要となります。

⑦ その他

消防本部が必要と認める書類等

- 一般住宅からの用途変更の場合は、建築確認済証の写し
- 賃貸契約等により借家などの場合は、賃貸契約書の写し
- 申請者と手続きを行う方が異なる場合は、申請者からの委任状
- 個人ではなく、法人で届出を申請する場合は、法人登記の写し

～ その他 必要事項 ～

防災規制について

出火・延焼防止の見地より防災規制があり、カーテン、じゅうたん、布製のブラインド等は防災対象物品となります。

防火管理について

収容人数が30名を超える場合は、消防法第8条に規定する防火管理業務の義務が生じます（防火管理業務：防火管理者の選任・消防計画の作成・消防訓練の実施など）

消防設備等の設置義務・維持管理義務について

消防設備の設置義務については消防法第17条に基づき建物の延べ面積、建物収容人員数により必要な消防設備等が異なるとともに、消防法等の改正により消防設備等の設置基準に変更が生じる場合がありますので、事前に予防課との調整をお願いします。

また、消防設備の維持管理については、消防法第17条の3の3に基づきホテル・旅館等の宿泊施設については、定期的に消防設備等の検査を実施して、**年末消防本部へ報告する義務**があります。